

小型無人機等の飛行同意申請

駐屯地周辺での小型無人機の使用

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第1項の規定により、大久保駐屯地及びその周囲1,000メートルの地域の上空において、小型無人機等を飛行させる場合には**申請が必要**です。

詳しくは、防衛省ホームページ「[小型無人機等飛行禁止法関係](#)」をご覧ください。）

同意申請書の申請方法

- ① 小型無人機飛行の10営業日前（土・日・祝等を含まず）までに申請書を記入しメール及び郵便により申請してください。

メール：s3-4eb-ma@inet.gsdfod.go.jp

郵便：〒611-0031

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1 陸上自衛隊 大久保駐屯地
第4施設団本部 第3科 警備担当

- ② ①の要領で申請を送った後に、下記まで電話連絡をお願いします。

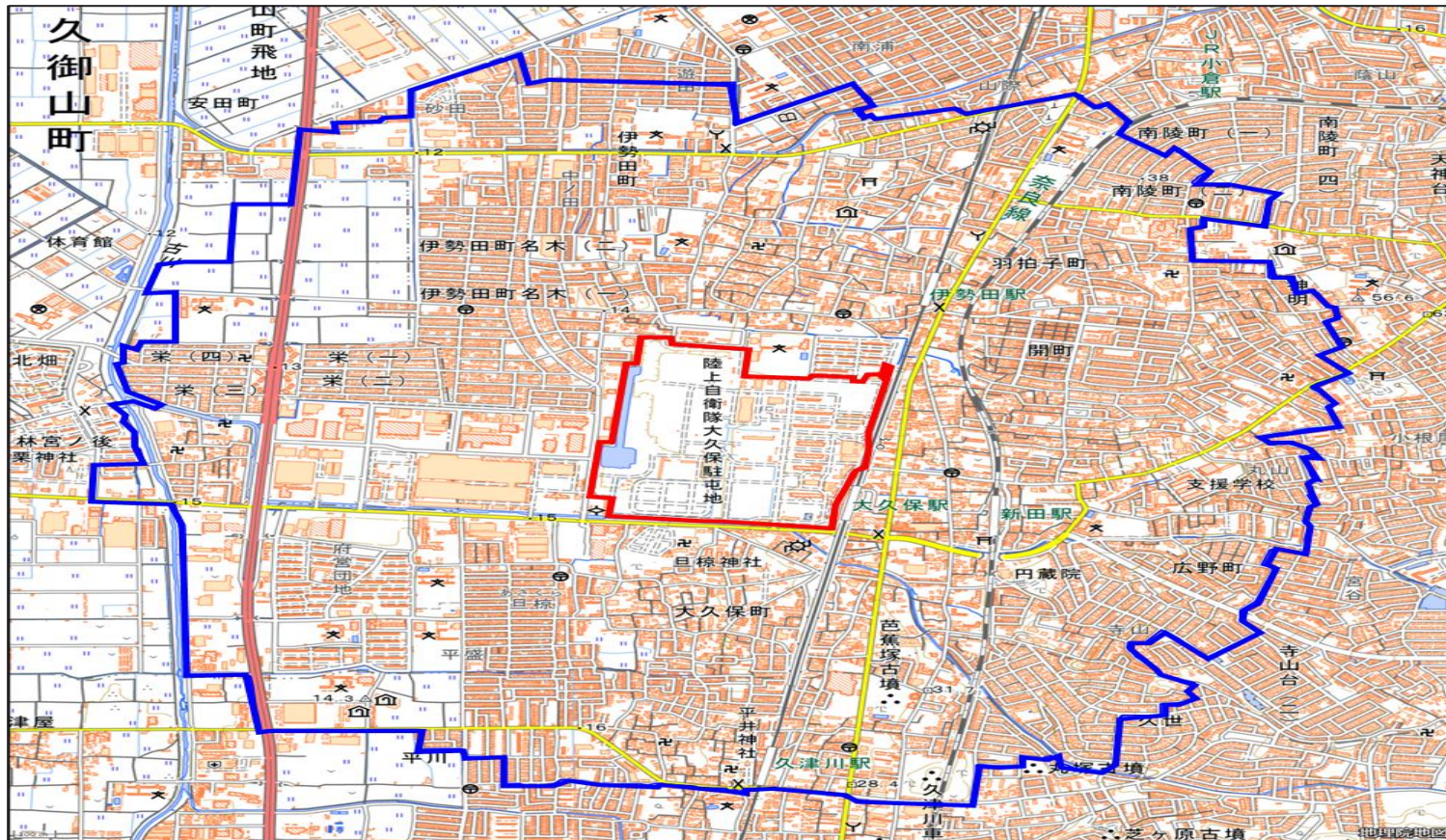
電話番号：0774-44-0001（内線219）

※電話受付は平日の午前8時30分から午後4時30分まで

- ③ 飛行日の3営業日前（土・日・祝等を含まず）までに申請の可否について駐屯地から連絡いたします。

対象防衛関係施設及びその周囲おおむね1000m周辺地域の上空 における小型無人機等の飛行※を原則禁止

- ※ ① 小型無人機を飛行させること
無人飛行機（ラジコン飛行機等）、無人滑空機、無人回転翼航空機（ドローン等）、無人飛行船等
- ② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること
気球、ハンググライダー、パラグライダー等



対象防衛関係施設の区域（大久保駐屯地）



対象防衛関係施設周辺地域（1000mの周辺地域）

